

○宮崎大学医学部附属病院感染対策委員会規程

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
制 定

改正 平成16年12月21日 平成17年10月24日
平成18年 4 月 1 日 平成18年11月 7 日
平成19年 3 月 5 日 平成21年 1 月21日
平成23年12月21日 平成27年 3 月18日
平成28年 9 月21日 平成29年11月15日
平成30年 4 月18日 平成31年 3 月20日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に感染対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本院における院内感染対策のため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 感染の予防に関すること。
- (2) 感染の情報の収集に関すること。
- (3) 感染源の追及等のための検査の実施に関すること。
- (4) 防疫対策の確立に関すること。
- (5) その他感染対策についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 感染制御部長
- (3) 診療科の科長、副科長又は医長のうちから4人
- (4) 関係する医学科基礎系医学講座の教授又は准教授のうちから1人
- (5) 関係する看護学科の教授又は准教授のうちから 1人
- (6) 検査部の部長又は副部長のうちから1人
- (7) 材料部の部長又は副部長のうちから1人
- (8) 血液浄化療法部の部長又は副部長のうちから1人
- (9) 栄養管理部の部長又は副部長のうちから1人
- (10) 薬剤部長
- (11) 看護部長
- (12) 感染対策師長
- (13) 事務部長
- (14) その他病院長が必要と認める者

2 前項第3号から第9号まで及び第14号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。ただし、同項第4号及び第5号の委員については、あらかじめ医学部長の承諾を得るものとする。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会は、原則として月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時又は書面により、開催することができるものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(幹事及び事務)

第8条 委員会に幹事を置き、管理課長及び医療支援課長をもって充てる。

2 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年1月21日から施行する。

2 宮崎大学医学部附属病院HIV対策委員会規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月21日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月18日から施行する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。